

# 社会福祉法人新潟市社会福祉協議会

## 定 款

### 第1章 総 則

#### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「本会」という。）は、新潟市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

#### (事業)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- (6) 区社会福祉協議会の相互の連絡及び調整の事業
- (7) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (8) 共同募金事業への協力
- (9) 日常生活自立支援事業
- (10) 居宅介護等事業の経営
- (11) 老人デイサービス事業の経営

- (12) 新潟市障害者福祉センターの経営
- (13) 障害福祉サービス事業の経営
- (14) 特定相談支援事業の経営
- (15) 移動支援事業の経営
- (16) 地域活動支援センターの経営
- (17) 生活福祉資金貸付事業
- (18) 福祉総合相談事業
- (19) 生活支援体制整備事業
- (20) ボランティア活動の振興
- (21) 成年後見制度に関する事業
- (22) 障害児相談支援事業の経営
- (23) 在宅介護支援センターの経営
- (24) 老人福祉センターの経営
- (25) 新潟市母子生活支援施設の経営
- (26) 放課後児童健全育成事業の経営
- (27) 社会福祉資金貸付事業
- (28) 障害者（児）居宅介護従事者養成研修等事業
- (29) その他本会の目的達成のため必要な事業

(名称)

第3条 本会は、社会福祉法人新潟市社会福祉協議会という。

(経営の原則)

第4条 本会は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

(事務所の所在地)

第5条 本会の事務所を、新潟県新潟市中央区八千代1丁目3番1号に置く。

## 第2章 評議員

(評議員の定数)

第6条 本会に評議員30名以上40名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第7条 本会に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員3名の合計5名で構成する。

3 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、別に定める規程に基づき理事会が行う。

5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

(評議員の資格)

第8条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するもの

をいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第9条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第6条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第10条 評議員の報酬は、これを支弁しない。ただし、評議員には別に定める規程により費用を弁償することができる。

### 第3章 評議員会

(構成)

第11条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第12条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 予算及び事業計画の承認
- (5) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録並びに事業報告の

承認

- (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 公益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(決議)

第16条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有

する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第18条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第17条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

#### 第4章 役員及び会計監査人

（役員及び会計監査人の定数）

第18条 本会には、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上20名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長、3名を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第 45 条の 16 第 2 項第 2 号の業務執行理事とする。

4 本会に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第 19 条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第 20 条 社会福祉法第 44 条第 6 項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第 44 条第 7 項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担

執行する。

- 5 会長及び常務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第23条 会計監査人は、法令で定めるところにより、本会の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

- (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第24条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

- 3 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満



了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- 3 監事は、会計監査人が、前項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の同意を得て、理事会において定める。

## 第5章 理事会

(構成)

第 27 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 29 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第 30 条 理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作

成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 会員

(会員)

第33条 本会に会員を置く。

- 2 会員は、本会の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
- 3 会員に関する規程は、評議員会において別に定める。

## 第7章 委員会

(委員会)

第34条 本会に委員会を置く。

- 2 委員会は、専門的事項について、本会の運営に参画し、或いは会長の諮問に答え、又は意見を具申する。
- 3 委員会に関する規程は、別に定める。

## 第8章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第35条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 本会に、事務局長を1名置くほか、職員を置く。
- 3 本会の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」とい

う。)は、理事会において、選任及び解任する。

4 施設長等以外の職員は、会長が任免する。

5 事務局及び職員に関する規程は、別に定める。

## 第9章 資産及び会計

(資産の区分)

第36条 本会の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 18,150,000円

(2) 土地 ① 新潟県新潟市中央区八千代1丁目278番地1の土地の敷地  
所有権10,000分の339

② 新潟県新潟市中央区八千代1丁目278番地1の土地の敷地  
所有権10,000分の664

③ 新潟県新潟市秋葉区日宝町105番地124、144、14  
5、146の宅地426.81㎡

(3) 建物 ① 新潟県新潟市中央区八千代1丁目278番地1所在の新潟市  
総合福祉会館(鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根5階建)のうち、  
家屋番号八千代1丁目278番1の304の建物(事務所)239.17㎡の区分所有

② 新潟県新潟市中央区八千代1丁目278番地1所在の新潟市  
総合福祉会館(鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根5階建)のうち、  
家屋番号八千代1丁目278番1の301の建物(事務所)483.36㎡の区分所有

③ 新潟県新潟市北区東栄町1丁目1番地5、1番地35所在家

屋番号新潟県新潟市北区東栄町1丁目1番地5の2鉄筋コン  
クリート造陸屋根平屋建養護所490.03㎡

- ④ 新潟県新潟市秋葉区日宝町105番地124所在家屋番号新  
潟県新潟市秋葉区日宝町105番地124鉄筋コンクリート  
造陸屋根3階建診療所376.95㎡

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、  
必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第37条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数

(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、新潟市長の承  
認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、新潟市長の  
承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福  
祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財  
産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同  
じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供  
する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第38条 本会の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、  
又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第39条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日

の前日までに、会長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第40条 本会の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

- (2) 会計監査報告
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (5) 事業の概要等を記載した書類
- (会計年度)

第 41 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 42 条 本会の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 43 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

## 第 10 章 公益を目的とする事業

(種別)

第 44 条 本会は、社会福祉法第 26 条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 生きがい対応型通所事業の経営
- (2) 新潟市総合福祉会館の経営
- (3) 新潟市豊栄健康センターの経営
- (4) 新潟市西川社会福祉センターの経営
- (5) 新潟市巻ふれあい福祉センターの経営
- (6) 新潟市地域包括支援センターの経営

- (7) 介護保険法に定める訪問調査の受託等
- (8) 居宅介護支援事業
- (9) 住民参加型有償福祉サービス事業
- (10) 新潟市障がい者基幹相談支援センターの経営
- (11) 学習支援事業

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

## 第11章 解散

（解散）

第45条 本会は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第46条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第12章 定款の変更

（定款の変更）

第47条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、新潟市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞な



くその旨を新潟市長に届け出なければならない。

### 第 13 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 48 条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞、本会の機関紙又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 49 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

### 附 則

本会の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、本会の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事	渡 辺 浩太郎	理 事	川 崎 又 吉
〃	佐 野 武 一	〃	渋 谷 慎次郎
〃	守 木 重 蔵	〃	坂 井 ヨ シ
〃	鹿 野 愈	〃	清 野 準 一
〃	塩 谷 勇 作	〃	牧 野 平三郎
〃	山 本 錬太郎	監 事	本 間 隆 蔵
〃	岡 嘉 一	〃	井 上 文 耀

### 附 則

この定款は、本会設立に係る厚生大臣の認可のあった日(昭和 44 年 2 月 18 日厚生省社第 31 号)から施行する。

附 則

この変更は、定款変更に係る厚生大臣の認可のあった日(昭和50年12月25日厚生省社第1094号)から施行する。

附 則

この変更は、定款変更に係る厚生大臣の認可のあった日(昭和52年9月13日厚生省社第812号)から施行する。

附 則

この変更は、定款変更に係る厚生大臣の認可のあった日(昭和59年7月13日厚生省社第522号)から施行する。

附 則

この変更は、定款変更に係る新潟県知事の認可のあった日(昭和62年5月7日新潟県指令社第147号)から施行する。

附 則

この変更は、定款変更に係る新潟県知事の認可のあった日(平成6年10月17日新潟県社第747号)から施行する。

附 則

この変更は、平成8年4月1日から施行する。(平成7年12月25日新潟県社第924号)から施行する。

附 則

この変更は、定款変更に係る新潟県知事の認可のあった日(平成8年7月10日新潟県福第604号)から施行する。

附 則

この変更は、定款変更に係る新潟市長の認可のあった日(平成9年12月26日新福第1018号の2)から施行する。

附 則

この変更は、定款変更に係る新潟市長の認可のあった日(平成 11 年 3 月 31 日新健福第 1446 号の 2)から施行する。

附 則

この変更は、定款変更に係る新潟市長の認可のあった日(平成 12 年 10 月 27 日新健福第 806 号)から施行する。ただし、第 13 条及び第 20 条の変更規定は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この変更は、定款変更に係る新潟市長の認可のあった日(平成 13 年 3 月 30 日新健福第 1166 号の 2)から施行する。

附 則

- 1 この変更は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年 4 月 1 日から施行する定款変更に伴い増員された理事 5 名の任期は、定款第 9 条の規定にかかわらず、平成 17 年 6 月 24 日までとする。
- 3 平成 17 年 4 月 1 日から施行する定款変更に伴い増員された評議員 16 名の任期は、定款第 17 条の規定にかかわらず、平成 17 年 6 月 24 日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この変更は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。  
(平成 17 年 2 月 16 日に任期を開始する役員の任期の特例)
- 2 平成 17 年 2 月 16 日に任期を開始する役員の任期は、定款第 9 条の規定にかかわらず、平成 17 年 6 月 24 日までとする。

附 則

- 1 この変更は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年 11 月 1 日から施行する定款変更に伴い増員された評議員 2 名の任期は、定款第 17 条の規定にかかわらず、平成 19 年 6 月 24 日までとする。

附 則

この変更は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この変更は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この変更は、平成 19 年 6 月 15 日から施行する。ただし、第 6 条第 1 項第 1 号及び第 14 条第 2 項の変更規定は、平成 19 年 6 月 25 日から適用する。
- 2 平成 19 年 6 月 25 日に任期を開始する評議員の任期は、定款第 17 条の規定にかかわらず、平成 21 年 5 月 31 日までとする。

附 則

この変更は、定款変更に係る新潟市長の認可のあった日（平成 21 年 9 月 8 日新指監第 215 号の 2）から施行する。

附 則

この変更は、定款変更に係る新潟市長の認可のあった日（平成 23 年 5 月 23 日新指監第 69 号の 2）から施行する。ただし、第 14 条第 2 項の変更は、平成 23 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この変更は、定款変更に係る新潟市長の認可のあった日（平成 24 年 7 月 3 日新福監第 309 号の 2）から施行する。

附 則

この変更は、定款変更に係る新潟市長の認可のあった日（平成 25 年 4 月 1 日新福監第 147 号の 2）から施行する。

附 則

この変更は、定款変更に係る新潟市長の認可のあった日（平成 26 年 4 月 1 日新福監第 83 号の 2）から施行する。

附 則

この変更は、定款変更に係る新潟市長の認可のあった日（平成 27 年 4 月 1 日新福監第 85 号の 2）から施行する。

附 則

この変更は、定款変更に係る新潟市長の認可のあった日（平成 28 年 8 月 12 日新福監第 279 号の 2）から施行する。

附 則

この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。